ハ　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

ニ　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ホ～オ　（略）

（個体等の登録の申請等）

第十一条　（略）

2～10　（略）

11　法第二十条第二項及び前四項の規定による申請書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第十四条の二第二項第二号において同じ。）を提出することにより行うことができる。

（電磁的方法）

第十四条の二　（略）

2　法第二十四条第七項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　（略）

（管理地区内における許可を要しない行為）

第二十五条　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって法第三十七条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ハ　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。

ニ　漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

ホ～オ　（略）

（個体等の登録の申請等）

第十一条　（略）

2～10　（略）

11　法第二十条第二項及び前四項の規定による申請書の提出については、環境大臣（個体等登録機関が個体等登録関係事務を行う場合にあっては、個体等登録機関）が支障がないと認めた場合に限り、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を提出することにより行うことができる。

（電磁的方法）

第十四条の二　（略）

2　法第二十四条第七項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　（略）

（管理地区内における許可を要しない行為）

第二十五条　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ～ヘ　（略）

ト　漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、管理地区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって法第三十七条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。